

○浦幌町ホームページ広告取扱要領

平成25年9月3日告示第87号

平成30年2月28日告示第9号

浦幌町ホームページ広告取扱要領を次のように定め、平成25年9月3日から適用する。

浦幌町ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この告示は、浦幌町広告掲載要綱（平成25年浦幌町告示第31号。以下「広告要綱」という。）に基づき、浦幌町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 この告示においてバナー広告（以下「広告」という。）とは、町ホームページ内に表示される広告画像で、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の指定するウェブサイトへリンクするものをいう。

(広告の範囲及び制限)

第3条 町ホームページに広告を掲載できる者、広告のデザイン及びリンク先のウェブサイトの内容の範囲は、広告要綱第4条及び浦幌町広告掲載基準（平成25年3月27日町長決裁。以下「広告基準」という。）に適合するものでなければならない。

2 バナー広告で閲覧者の意に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれのある次の表現を含む広告は禁止する。

(1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を示すボタン

(2) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告をあらわすもの）

(3) ラジオボタン（選択可能のように見えるもの）

(4) テキストボックス（入力可能のように見えるもの）

(5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

3 文字、背景及びイラストのコントラスト（明度差）や解像度については鮮明に見えるよう適切な処理を行い、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 横170ピクセル×縦50ピクセル

(2) データ形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG

(3) データ容量 20キロバイト以内

(広告の掲載場所及び枠数)

第5条 広告の掲載場所は町ホームページのトップページとし、掲載位置は、町長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は5枠とする。ただし、町長が掲載枠を追加する必要があると判断したときは、新たに掲載枠を設けることができる。

3 広告の掲載は、1申込者につき1枠限りとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1 枠につき月額1,000円とする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、掲載を始める月の1日から末日までの1か月を単位とし、同一の広告を複数月にわたり掲載することができる。ただし、年度を超えることはできない。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 申込者は、広告掲載申込書(様式第1号)により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により希望者に通知するものとする。

(広告掲載の承諾)

第9条 広告主は広告掲載日以後に町長が発布する納付書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納期限を別に指定し、又は分割して納入させることができる。

(広告及びリンク先の変更)

第10条 広告主は、当該広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトを変更することができる。

2 前項の規定により、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの変更を希望するときは、あらかじめ町長と協議するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容が広告要綱、広告基準及びこの告示に抵触していると判断したとき、並びに各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときは広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 次の各号に該当する場合には、広告の掲載期間中であっても広告の掲載を取消し、又は中止することができる。

(1) 広告要綱第10条の規定によるとき。

(2) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容が要綱、広告基準及びこの告示に抵触していると判断したとき、並びに各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるときで前条の規定によっても解消されないとき。

(3) リンク先のウェブサイトが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

2 広告要綱第10条第1項第5号の規定により、広告主が自己の都合により町ホームページへの広告掲載を取下げようとするときは、広告掲載取下申出書(様式第4号)により町長に申し出るものとする。

3 町長は、第1項の規定により広告の掲載を取消したとき、又は中止したときは、広告掲載取消通知書(様式第5号)により広告主に通知するものとする。

4 第1項の規定による広告の掲載の取消し、又は中止により広告主が受けた損害について、町はその賠償の責めを負わない。

(閲覧者に対する責務)

第13条 広告主のウェブサイトを開覧することにより、閲覧した者がコンピューターウイルス感染等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間に問題が生じたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(その他の事項)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第12条関係）

様式第4号（第12条関係）